



第 4 章

障害者福祉施策の方向と展開 【江東区障害者計画】



基本目標 1 ともに支えあう地域社会の構築

区民をはじめ、福祉・保健・医療・教育関係者、企業等の障害に対する知識と理解を深めるとともに、合理的配慮の提供に向けた取組みを推進することで、障害のあるなしに関わらず、多様性を認め、誰も孤立させない、そして排除しない、誰にとっても選択肢のある寛容な包摂社会の実現を目指します。

<主な成果指標>

成果指標名	現状値 (R4)	目標値 (R10)
江東区に住み続けたいと思う人の割合	76.2%	90.0%

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 共生の基盤づくりの推進

<施策の方向性>

令和4年度の江東区障害者実態調査では、共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えることについて、障害者調査は「近隣住民の理解と協力」が約4割、障害児調査では「小中学校などでの障害理解に関する学習、交流学习の充実」が約5割と、ともに最も高い回答となりました。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から施行されることにより、これまで民間事業者に対して「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となります。

障害者が安心して地域で生活するためには、さらなる相互理解の促進、差別の解消に向けた取組みが不可欠です。障害理解を深めるための啓発・広報活動や教育、障害者差別解消法に関する啓発・広報活動をさらに推進し、障害のある人もない人も尊重し合い、ともに支え合うことができる地域社会の実現に向けて取組みを進めていきます。

あわせて、障害者が地域の中で孤立せず、安心して自分らしい生活を送れるように、近隣住民との日常的な交流を進めるとともに、ボランティアの育成や活動を推進し、地域で支え合う体制の充実に努めます。

(1) 障害理解の促進

障害への理解を深めるため、「障害者週間」（12月3日～9日）、「障害者雇用促進月間」（9月）、「人権週間」（12月4日～10日）、「精神保健福祉普及運動」（10月）など、国のスケジュールに合わせて、区における啓発・広報活動を推進します。また、令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法の周知を図り、障害のある人もない人も安心して暮らせるまちの実現を目指します。

① 障害者施策等の啓発・広報

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
1	区報・ホームページによる実施事業の紹介 [障害者施策課・障害者支援課]	●区報や区のホームページに、障害者施策として行っている事業などを掲載します。		
2	「障害者福祉のてびき」の発行 [障害者支援課]	●障害者が利用できるサービスを広くまとめた冊子を作成・発行します。		
3	障害者週間等における啓発・広報活動の推進 [障害者施策課]	●障害への理解を深めるため、「障害者週間」、「障害者雇用促進月間」、「人権週間」、「精神保健福祉普及運動」などに合わせて、啓発・広報活動を推進します。		
4	障害者の虐待防止や啓発・広報活動の推進 [障害者支援課]	●障害者の尊厳を害し、自立と社会参加を妨げる虐待の未然防止と早期発見のため、障害者虐待防止センターを中心に啓発・広報活動を推進します。		
		パンフレットの配布	実施	継続
5	障害者差別解消法の啓発・広報活動の推進 [障害者施策課]	●誰もが住みやすいまちづくりを実現するため、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を定めた障害者差別解消法の啓発・広報活動を推進します。		
		パンフレットの配布	実施	継続
6	事業者向け障害理解研修 [障害者施策課]	●区内事業者を対象に研修を実施することにより、障害理解を深めるとともに、合理的配慮の提供に関する啓発を行います。		
		参加者数	—	新規
7	障害者雇用に関する関係機関の取り組み周知 [障害者支援課]	●東京しごと財団が実施する、障害者雇用への理解や雇用拡大に係る事業について、企業に周知します。		

② 障害者施策等について学ぶ場の設置

障害者福祉大会や各種講演会を通じて、地域住民との交流を図るとともに、障害についての正しい知識と理解の普及を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
8	障害者福祉大会の開催 [障害者施策課]	●芸能等の催しを通じて、障害者とその家族、地域住民にレクリエーションや交流の場を提供します。		
		大会の開催	1回	継続
9	精神保健講演会 [保健予防課]	●精神保健についての正しい知識と精神障害者への理解を得る啓発活動の一環として、精神保健講演会を保健相談所で実施します。		
		講演会の開催	4回	継続
10	難病講演会 [保健予防課]	●難病患者及び家族を対象に、病気に対する正しい知識、療養のあり方などの理解を深めてもらうため、専門医による講演会を保健相談所で実施します。		
		講演会の開催	3回	継続

（2）障害理解のための教育の充実

学校教育、生涯学習の場で福祉に関わるテーマの学習会等を開催するなど、福祉教育プログラム等を通じて、障害への理解を深めるとともに、福祉の心や実践力の育成を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
11	福祉教育の推進 [指導室・障害者施策課]	●福祉の心を醸成し、福祉活動を活発にするため、学校教育等の場で、福祉に関わるテーマでの学習会や福祉施設等での職場体験を実施するほか、広報活動を推進します。		
		学習会や福祉施設等での職場体験の実施	小学校45校 中学校23校 義務教育学校 1校	継続
12	区職員に対する福祉施設体験学習 [職員課]	●区職員の研修メニューの中に、福祉施設での体験学習を取り入れます。		
		体験学習の実施	受講者数22名 受け入れ10施設	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
13	家庭教育学級事業 [地域教育課]	●幼児から中学生のこどもを持つ保護者を対象とし、こどもの成長・発達、親の対応を学ぶ講座を実施します。		
		講座の実施	実施	継続
14	ユニバーサルデザイン推進事業 [都市計画課]	●江東区長期計画に位置づけられた、ユニバーサルデザインの視点により、年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるようにするため、区と区民及び事業者が協働でまちづくりを推進します。		
		●ユニバーサルデザインの意識啓発を図ることを目的に、区民等が参加するワークショップを開催するとともに、若年層に向けては区立学校の4年生児童を対象とした出前講座を障害当事者やその介助者等で構成するやさしいまちづくり相談員と協働して開催します。		
		ワークショップ、出前講座の開催	実施	継続
15	児童・生徒のボランティア福祉体験学習 [社会福祉協議会]	●区内の小学生から高校生を対象に、福祉・災害関係等のボランティア活動をしている方々の体験談や障害者のお話、高齢者疑似体験等の学習機会を設け、他者の気持ちを理解し、相手を思いやる心、互助の気持ちとボランティア意識を育みます。		
		参加者数	延べ1,315名	継続

(3) 地域の支えあいの推進

① 地域の支えあい活動の構築

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉協議会の地域拠点やサロン活動を通じて、地域で支えあえる体制を構築します。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
16	地域拠点事業 [社会福祉協議会]	●地域福祉コーディネーターが常駐した身近な相談窓口となる地域拠点を設け、アウトリーチ活動の強化を図ります。		
		新規相談件数	—	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
17	ふれあいいいききサロン事業 〔社会福祉協議会〕	●孤立防止を目的に高齢者や障害者、子育て中の親子や外国人等を囲んで住民同士が集う仲間づくりの場としてのサロン活動に対し、その活動費の一部を助成します。		
		登録サロン数	123サロン	継続
18	地域交流活動促進事業 〔社会福祉協議会〕	●誰もが集う地域の居場所として、区内5地域で「社協カフェ みんなの居場所」を開催し、地域課題の発見、住民とのつながりづくり、福祉情報の提供などを行います。		
		開催数	24回	継続

② ボランティアの養成・活動の促進

「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」を中心として、区民のボランティア活動を促進し、あわせて障害と障害者に対する理解と共感をさらに深めていきます。

また、障害者の生活の様々な場面で支援を行うことができる各種ボランティアの養成・人材確保及び活動促進に努めていきます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
19	江東区ボランティア・地域貢献活動センターの運営 〔社会福祉協議会〕	●ボランティア活動の相談、コーディネート、ボランティア登録、ボランティア養成等を実施します。		
		ボランティアの養成	個人2,477名 団体76団体	充実
20	手話通訳者の養成 〔障害者施策課〕	●聴覚障害者のために手話通訳のできる人を養成します。		
		手話通訳者の養成	手話通訳者数 52名	継続
21	音訳者養成講座 〔江東図書館〕	●視覚障害などのため、通常の活字資料の利用が困難な方に、図書館資料を音声化するサービスを行う「音訳者」を養成するため、講座を開催し、講座修了後は図書館に登録し、音訳者として活動します。 また、音訳者に登録した後も、音訳者としての技術をレベルアップさせるため上級講座を開催します。		
		講座回数・参加者数	全23回・459人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
22	夏体験ボランティア 〔社会福祉協議会〕	●区内在住または在学の中学生以上を対象に、日頃、学校等では体験できない現場での福祉活動から、様々な経験をすることで今後のボランティア活動のきっかけとなるよう支援します。		
		参加者数	61人	継続
15	児童・生徒のボランティア福祉体験学習（再掲） 〔社会福祉協議会〕	●区内の小学生から高校生を対象に、福祉・災害関係等のボランティア活動をしている方々の体験談や障害者のお話、高齢者疑似体験等の学習機会を設け、他者の気持ちを理解し、相手を思いやる心、互助の気持ちとボランティア意識を育みます。		
		参加者数	延べ1,315名	継続
23	ホームヘルプサービス（ふれあいサービス） 〔社会福祉協議会〕	●区民一人ひとりが、いきいきと安心して暮らせるよう、地域の方々のご協力を得て家事・介護などのお手伝いを有償のボランティア活動で実施します。		
		サポーター活動延べ数	5,168名	継続

2 相談・コミュニケーション支援の充実

<施策の方向性>

障害者やその家族等が安心して地域で生活するために、身近なところで相談ができ、適切な支援が受けられる相談支援体制を充実させることが求められています。障害種別や障害者の置かれた状況に応じた各種相談窓口において、個々のニーズにあった支援を提供するために、利用者中心の考え方による相談支援の充実を図るとともに、さらなる利便性向上のための取組みを進めます。さらに、令和7年度に地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターを設置し、困難事例等に関する相談・助言、関係機関への連携等を行っていきます。

また、判断能力が十分ではない障害者やその家族等が地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護センターを中核機関に位置づけ、地域連携ネットワークを運営していくなど、権利擁護体制の充実を図ります。

令和4年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行され、障害特性に対応した情報提供体制の充実等について定められました。視覚障害者向けの点字や音声情報の提供、聴覚障害者向けの手話や文字情報の提供、失語症者向け意思疎通支援者派遣のほか、ICT機器の活用等により、障害者が情報を取得及び利用できる環境を充実させます。障害特性に応じたコミュニケーション手段の充実により意思疎通を促進することで、障害者の自立と社会参加を支援していきます。

(1) 相談支援及び権利擁護体制の充実

① 身近な相談支援の充実

障害者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関との連携のもと、課題解決に向けた適切なサービスにつなげられるよう、基幹相談支援センターの整備をはじめ、地域における相談支援体制の充実を図ります。

また、地域自立支援協議会において個別事例を通じて明らかとなった課題に関する提言について、解決に向けた取組みの実現に努めます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状 (R4)	今後の方向性
24	相談支援 [障害者施策課・ 障害者支援課]	●障害者支援課や特定相談支援事業所、身体障害者相談員、知的障害者相談員が相談支援活動を行います。		
		特定相談事業所利用者数	2,454人	継続
25	精神保健相談 [保健予防課]	●保健相談所で一般精神、思春期、酒害、高齢期に分けて実施します。		
		相談回数	一般精神83回 思春期60回 酒害96回 高齢精神26回	継続
26	難病療養相談 [保健予防課]	●難病で治療中または難病の疑いをもって心配している方及びその家族を対象に、患者・家族の療養環境の整備改善のために、専門医、医師会医師、理学療法士、保健師等が医療相談を行います。		
		①医療相談回数 ②延べ利用者数	①42回 ②38人	継続
27	障害者虐待防止センター [障害者支援課]	●障害者虐待防止センターにおいて、障害者への虐待に関する通報・届出に基づき調査を実施します。		
		虐待通報件数	28件	継続
28	障害を理由とする差別の相談 [障害者施策課]	●障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別に関する相談を実施します。		
		相談件数	4件	充実
29	地域自立支援協議会 [障害者施策課]	●相談支援体制をはじめとする福祉サービスの連携や支援体制に関して協議する協議会を設置し、障害児・者が地域で自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。		
		協議会の開催	2回	充実

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
30	障害者差別解消支援地域協議会 [障害者施策課]	●相談体制や紛争解決体制の整備など、関連する様々な取組みを総合的に展開するために協議します。		
		協議会の開催	2回	継続
31	基幹相談支援センターの整備 [障害者施策課]	●地域において気軽に相談できる総合窓口として、困難事例の解決に関係機関と連携して取り組むといった、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の整備を推進します。		
		整備	—	充実

② 権利擁護体制の充実

障害があっても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、「江東区成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護体制の充実を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
32	成年後見制度利用支援 [地域ケア推進課]	●知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方を保護する制度の利用に対して助成します。同制度を希望する低所得者を対象として、申立てに要する費用や後見人報酬を助成します。		
		費用等の助成	知的障害者9件 精神障害者6件	継続
33	権利擁護センター「あんしん江東」 [地域ケア推進課]	●日常生活に不安のある障害者などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや財産管理の援助、悪質商法などの法律行為についての相談・助言、成年後見制度の利用などを支援します。地域連携ネットワークの中核機関が地域の権利擁護支援の軸となって、被後見人及び後見人や医療、福祉などの関係者から成る支援チームをバックアップしていきます。		
		①相談件数 ②相談回数	①一般相談10,724件 ②専門相談51回	継続
34	市民後見人養成 [地域ケア推進課]	●親族や専門職（弁護士等）以外で、後見業務を担う「市民後見人」の候補者を、区・権利擁護センターが共同して養成します。		
		①講座回数 ②受講者数	①2回 ②10名	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
35	日常生活自立支援事業 〔社会福祉協議会〕	●福祉サービスの利用や日常的金銭管理などが1人では困難な方に援助を行います。		
		契約件数	123件	継続

（２）情報アクセシビリティの向上

① 情報提供の充実

障害があっても必要とする情報に簡単にアクセスし、利用できることを目指す「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の考えに則り、視覚障害者のための点字広報、聴覚障害者のための文字情報など、それぞれの障害特性に配慮した情報提供手段を充実していきます。

《視覚障害者対象サービス》

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
36	ホームページアクセシビリティチェック作業員の配置 〔広報広聴課〕	●広報広聴課に区公式ホームページのウェブアクセシビリティをチェックする常駐の作業員を配置します。		
		アクセシビリティ改善ページ数	—	新規
37	点字広報と声の広報 〔広報広聴課〕	●区報の点字版、デージー版、CD版を作成するほか、音声データをホームページで公開します。毎月1・11・21日及び特集号を発行します。		
		発行号数	38号	継続
38	声の区議会だより 〔区議会事務局〕	●区議会だよりのデージー版、CD版を作成するほか、音声データをホームページで公開します。		
		①デージー版作成数 ②CD版作成数	①定例号1枚×4回 臨時・新年号1枚×2回 ②定例号2枚×4回 臨時・新年号1枚×2回	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
39	音声版ハザードマップ [河川公園課]	●水害ハザードマップのデージー版、CD版を作成するほか、音声データをホームページで公開します。		
40	点字・音訳による選挙のお知らせ [選挙管理委員会事務局]	●視覚障害者で希望される方へ点字、音訳による「選挙のお知らせ」や点字シールを貼った「投票所入場整理券」を郵送します。		
		郵送件数	点字版18人 音訳版57人 点字シール付投票所入場整理券31人	継続
41	点訳等サービス [障害者施策課]	●日常生活上必要とする情報の点訳、墨訳（点字を文字に訳す）または対面朗読のサービスを行います。		
		点訳・墨訳件数	60件	継続
42	点訳サービス [江東図書館]	●視覚障害者を対象に資料を点訳します。		
		点訳件数	5件	継続
43	代筆・代読支援者派遣 [障害者施策課]	●視覚障害者の生活支援と社会参加を促進するため、自宅に支援者を派遣し、代筆・代読支援を行います。		
		派遣件数	—	新規
44	対面朗読サービス [江東図書館]	●活字で書かれた資料を読むことが困難な方たちのために、図書館から依頼した音訳者が対面で資料を読むサービスを行います。		
		対面朗読サービス件数	149人	継続
45	録音図書の作成 [江東図書館]	●図書等の墨字資料を、CDに録音して録音図書を作成します。		
		作成タイトル数	39タイトル	継続
46	録音図書等の貸出 [江東図書館]	●録音図書（音声DAISY、マルチメディアデージー）・点字図書・市販CD・カセットテープを、郵送にて貸出します。		
		●電子図書館で、音声読み上げや文字の拡大、画面の色変更に対応したコンテンツを貸出します。		
		貸出件数（郵送）	2,440件	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
47	声の新刊案内 [江東図書館]	●図書館で新たに購入した図書・CD・カセットテープ、全国の図書館で新しく作成した録音・点字図書の案内を録音し、郵送してお知らせします。		
		お知らせ回数等	4種類22回発行	継続
48	点字図書の給付 [障害者支援課]	●点字図書を一般図書価格相当額で給付します。		
		給付件数	1件	継続
49	大活字本の貸出 [江東図書館]	●視力障害者や高齢者のために、一般より大きめの活字で印刷された図書を貸出します。		
		貸出冊数	15,111冊	継続

《聴覚障害者対象サービス》

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
50	手話通訳者・要約 筆記者の派遣 [障害者施策課]	●区が主催する説明会に手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障害者へ情報を伝達します。		
		派遣件数	手話通訳者214件 要約筆記者4件	継続
51	図書館予約資料到着のメール・FAXによる通知 [江東図書館]	●図書館資料をインターネット予約した方に、メールやFAXで、予約資料の取置きについて通知します。		
52	字幕付ビデオ・DVDの貸出 [江東図書館]	●図書館にて、日本語字幕付の邦画ビデオ、字幕表示機能付DVDを貸出します。		
53	こうとう安全安心 メール [危機管理課]	●携帯電話またはパソコンから事前登録していただき、江東区内の不審者情報や、ひったくり、空き巣、振り込め詐欺等の各種防犯対策情報や、地震等の災害、各種気象警報、区からの防災情報等をメールにて配信します。		
		登録者数	32,568人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
54	区議会本会議場等におけるヒアリンググループ・モニターの設置 [区議会事務局]	●聴覚障害者等への配慮の一環として、区議会本会議場及び委員会室の傍聴席にヒアリンググループを設置するとともに、貸出用補聴器を配備しています。 また、区議会本会議場の傍聴席に音声認識システム（モニター）を設置しています。		
		稼働回数	定例会4回 臨時会2回	継続

② 情報通信機器の活用促進

I C T技術を最大限活用し、障害者が様々な情報を受信し、さらに障害者による情報発信を促進するため、研修会や講習会の開催により、情報活用能力の開発、障害者向け情報通信機器の普及などを進めます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
55	心身障害者日常生活用具給付等 [障害者支援課]	●障害者向け情報通信機器として、福祉電話の貸与やFAX、視覚障害者用ポータブルレコーダーを給付します。		
		給付件数	33件	継続
56	障害者向けパソコン講習会 [障害者施策課]	●障害者向けのパソコン講習会を開催します。		
		パソコン講習会の開催	障害者福祉センター年24回、延べ44人 地域活動支援センター年158回、延べ836人	継続
57	拡大読書器・音声拡大読書器の設置 [江東図書館]	●通常の活字資料の利用が困難な方に、文字を拡大する機器、文字を音声で読み上げる機器を図書館内に設置し、資料の利用を促進します。		
		設置数	各1台	継続

(3) 意思疎通支援の充実

知的障害のある方、聴覚障害のある方、相手に意思を伝えることが難しい方の意思疎通支援としてのコミュニケーションハンドブックの配布や、聴覚または音声言語機能に障害のある人が参加する会議等への手話通訳者や要約筆記者の派遣、視覚障害者への音声による表現、点字への翻訳など、障害のある人とない人との相互のコミュニケーションの充実を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状 (R4)	今後の方向性
58	手話通訳者派遣 [障害者施策課]	●聴覚障害者または言語障害者、身体障害者団体に手話通訳者を派遣します。		
		派遣件数	1,908件	充実
59	要約筆記者派遣 [障害者施策課]	●聴覚障害者等に要約筆記者を派遣します。		
		派遣件数	42件 広域派遣13件	継続
60	手話通訳者の窓口 配置 [障害者支援課]	●区役所に手話通訳者を配置します。 ●手話通訳者不在時においては、多言語通訳クラウド端末により対応します。		
		配置人数	2名	継続
20	手話通訳者の養成 (再掲) [障害者施策課]	●聴覚障害者のために手話通訳のできる人を養成します。		
		手話通訳者の養成	手話通訳者数 52人	継続
61	同行援護 [障害者支援課]	●視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、代筆・代読など外出先で必要な視覚的情報の支援等を実施します。		
		サービス量 (時間/月)	2,956時間	継続
62	失語症者向け意思 疎通支援者派遣 [障害者施策課]	●失語症者の自立と社会参加を支援するため、外出時や失語症者が参加する障害者団体の会合等へ意思疎通支援者を派遣します。		
		団体派遣件数 個人派遣件数	-	新規

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
63	投票所へのコミュニケーションボード等の設置 [選挙管理委員会事務局]		●選挙における全投票所に、発声が困難であっても指差しでコミュニケーションがとれるよう、選挙人からの質問や依頼をイラストで表現したボードを設置します。	●選挙における全投票所に、候補者名等を記載するための点字器を配置します。
64	期日前投票所への手話通訳者の配置 [選挙管理委員会事務局]		●選挙における期日前投票所の一部に、手話通訳者を配置します。	

基本目標 2 自立した生活を支える支援の充実

障害者本人の意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域での生活を支えるサービス等を充実するとともに、経済的な基盤への支援に取り組みます。

また、生涯に渡って健康を維持することができるよう、保健・医療サービスを拡充し、地域で安心して暮らすことができる仕組みの確立を目指します。

<主な成果指標>

成果指標名	現状値（R4）	目標値（R10）
利用している福祉サービスの満足度	36.0%	50.0%

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 生活を支えるサービスの充実

<施策の方向性>

自らの意思に基づき、住み慣れた地域で障害の種別や特性にあった適切な支援を受けながら、自立した生活を送ることができるよう、地域生活を支える福祉サービス等の充実や経済的な基盤への支援が求められています。

障害者の在宅生活や日中活動、移動に関わる支援など、生活の各場面に合わせたサービスの充実を図るほか、より良いサービスが提供されるよう、事業所への客観的な評価をはじめ、関係機関から構成される協議会からの意見を通じ、福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、利用者負担の軽減や各種手当等の給付などによる経済的負担の軽減や家族等介護者のレスパイトを中心としたサービスの拡充を図っていきます。

また、医療の発展に伴う障害者の高齢化が進むなか、障害者が「親亡き後」も地域で安心して心豊かに暮らせる環境の実現に向け、グループホームの整備推進のほか、入所等から地域生活への移行や地域生活の継続支援といった課題に対応したサービスの提供体制の構築に取り組みます。

(1) 日常生活の支援の充実

障害者の地域生活を支援するため、法定の障害福祉サービスを適切に提供するとともに、区独自のサービスなどの充実に取り組んでいきます。

① 訪問系サービス

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状 (R4)	今後の方向性
65	居宅介護(ホームヘルプ) [障害者支援課]	●ホームヘルパーによる介護や家事など日常生活の支援を行います。		
		サービス量(時間/月)	10,060時間	継続
66	重度訪問介護 [障害者支援課]	●重度の肢体不自由者や重度の知的障害、精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する方に、自宅で介助や外出時の移動支援を総合的に提供します。		
		サービス量(時間/月)	17,278時間	継続
67	重度障害者等包括支援 [障害者支援課]	●常時介護が必要な重度障害者の方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。		
		サービス量(時間/月)	0時間	継続
68	重度障害者等在宅リハビリテーション支援事業 [障害者支援課]	●在宅の重度障害者等に自宅でできるリハビリを実施してもらい、日常生活の保持、活動の増進を図ります。		
		利用者数	30人	継続
61	同行援護(再掲) [障害者支援課]	●視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、代筆・代読など外出先で必要な視覚的情報の支援等を実施します。		
		サービス量(時間/月)	2,956時間	継続
69	行動援護 [障害者支援課]	●知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方に、介助や外出時の移動中の介護などを行います。		
		サービス量(時間/月)	181時間	継続
70	重度脳性麻痺者介護 [障害者支援課]	●20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性麻痺者で単独で屋外活動が困難な方に、家族を介護人とした支援を行います。		
		利用者数	17人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
71	在宅難病患者訪問 相談事業 [保健予防課]	●在宅難病患者及びその家族が抱える療養上の問題に対し、理学療法士による訪問リハビリを行います。また、保健相談所の保健師等が訪問し、相談指導を実施します。		
		延べ訪問相談指導回数	看護師239回 理学療法士47回 保健師143回	継続
72	出張調髪サービス [障害者支援課]	●重度の障害者で店舗での調髪ができない方に、出張調髪サービスを提供します。		
		利用者数	283人	継続
73	寝具乾燥消毒・水洗い [障害者支援課]	●重度の障害者で寝たきり、または常時失禁状態の方に対し、寝具の乾燥消毒、汚れ落とし及び水洗いを行い、保健衛生の向上を図ります。		
		利用者数	49人	継続
74	ごみ出しサポート 事業 [清掃事務所]	●障害者や高齢者等で、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない世帯を対象に戸別収集を実施します。		
		利用件数	869件	継続

② 日中活動系サービス

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
75	生活介護 [障害者支援課]	●常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や創作活動の機会を提供します。		
		サービス量（人日/月）	14,319人日	継続
76	療養介護 [障害者支援課]	●医療及び常時介護が必要な方で、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護を提供します。		
		利用者数（月）	58人	継続
77	自立訓練 [障害者支援課]	●訪問または通所により生活訓練や機能訓練の機会を提供します。		
		サービス量（人日/月）	生活訓練715人日 機能訓練6人日	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
78	地域活動支援センター [障害者施策課]	●創作的活動または生産活動、社会との交流促進等の機会を提供します。		
		実施箇所数	4か所	継続
79	障害者通所支援施設管理運営事業 [障害者施策課]	●在宅の障害者及び特別支援学校の卒業生のための、社会的自立の促進を目的とした施設（区立）の管理運営を行います。		
		施設数	5か所	継続
80	障害者日中活動系サービス推進事業 [障害者施策課]	●良質な施設サービスの提供を確保するため、障害者総合支援法に定められた生活介護、自立訓練や就労移行・就労継続支援の障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等に事業の運営費の一部を補助します。		
		助成対象施設数	31施設	継続
81	障害福祉サービス事業運営費助成 [障害者施策課]	●良質な施設サービスの提供と施設の安定的な運営を確保するため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を区内で運営する社会福祉法人等に対し、区で独自に運営費の一部を助成します。		
		助成対象箇所数	37か所	継続
82	生活指導教室（デイケア） [保健予防課]	●精神障害者がレクリエーション、スポーツ等を通して集団生活のルールを学び、生活リズムの確立を図り、社会参加の動機づけを行います。		
		生活指導教室実施回数	精神障害者199回 酒害96回	継続
83	精神障害者地域生活支援センター事業 [障害者施策課]	●専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施します。		
		延べ利用者数	25,542人	継続

③ 居住系サービス

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
84	共同生活援助（グループホーム） [障害者支援課]	●就労や作業所等を利用、または常時の支援が必要な身体・知的・精神障害者で、地域で共同生活を営む方に、夜間や休日に相談や日常生活の援助を行います。		
		利用者数（月）	485人	継続
85	施設入所支援 [障害者支援課]	●施設入所者を対象とした入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談、助言等日常生活上の支援を行います。		
		利用者数（月）	276人	継続
86	精神障害者グループホーム等への助成 [障害者支援課]	●精神障害者グループホームへ運営費を助成します。		
		助成施設数	6施設	継続
87	障害者グループホーム家賃助成 [障害者支援課]	●知的障害または、身体障害のある方が、グループホームを利用する際に家賃助成を行います。		
		助成件数	延べ1,331件	継続
88	障害者グループホーム等整備事業 [障害者施策課]	●障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、共同生活を営む住居で日常生活支援を行う障害者グループホームの整備を推進します。		
		整備の推進	—	充実
89	リバーハウス東砂 [障害者施策課]	●社会的自立意欲のある障害者に対して、生活の場を提供します。		
		①共同生活援助利用者数 ②短期入所契約者数、利用延べ人数	①7人 ②368人、466人	継続
90	心身障害者生活寮運営費助成 [障害者施策課]	●心身障害者の生活寮（グループホーム）運営費の助成を行います。		
		助成施設数	2施設	継続
91	自立生活援助 [障害者支援課]	●施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者等に、居宅において自立した日常生活が営めるよう、定期的な訪問、相談対応により必要な援助を行います。		
		利用者数（月）	11人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
92	お部屋探しサポート [住宅課]	●立ち退きや家賃過重等の理由から引越しをしなければならない障害者等の方のためにお部屋探しのサポートをします。不動産団体の会員が賃貸物件の空き室情報を案内します。		
		①申請件数 ②成約件数	①87件 ②15件	継続
93	居住サポート支援 [障害者施策課]	●単身生活を希望する障害者に対して、安心して自立した生活ができるように入居支援員を配置し、民間賃貸住宅等への入居支援及び定着支援を実施します。		
		入居支援員設置箇所数	2か所	継続
94	身体障害者住宅設備改善給付 [障害者支援課]	●日常生活の利便を図るため、その障害者が居住する住宅の設備改善に要する費用を給付します。		
		給付件数	32件	継続
95	居住支援協議会 [住宅課]	●住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、関係団体と協議を行います。住宅情報の提供等の支援を実施します。		
		協議会の開催	1回	継続

④ 移動に関わる支援

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
96	移動支援 [障害者支援課]	●単独で屋外の移動が困難な障害のある方に、社会参加などに要する外出のための支援を行います。		
		利用者数（月）	787人	継続
61	同行援護（再掲） [障害者支援課]	●視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、代筆・代読など外出先で必要な視覚的情報の支援等を実施します。		
		サービス量（時間/月）	2,956時間	継続
97	身体障害者補助犬の給付（都制度） [障害者支援課]	●視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を給付します。		
		給付者数	1人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状 (R 4)	今後の方向性
98	自動車改造費助成 [障害者支援課]	●重度肢体不自由者が就労等に伴い自動車を購入する場合に、自動車の改造費として133,900円を限度に助成します。		
		助成者数	3人	継続
99	自動車運転教習費助成 [障害者支援課]	●障害者が自動車運転免許を取得する場合に、教習費の一部を助成します。		
		助成者数	7人	継続
100	リフト付福祉タクシー運行 [障害者支援課]	●一般の交通手段を利用することが困難な重度障害者等のため、車いすやストレッチャーに乗りながら乗降できるリフト付タクシーを運行します。		
		利用延人数	6,800人	継続
101	福祉タクシー利用支援 [障害者支援課]	●身体障害者手帳1級または視覚障害を含む1・2級、下肢・体幹機能障害を含む1～3級、愛の手帳1・2度の方に、タクシー利用券を配付します。		
		利用者数	6,245人	継続
102	自動車燃料費助成 [障害者支援課]	●身体障害者手帳1級または視覚障害を含む1・2級、下肢・体幹機能障害を含む1～3級、愛の手帳1・2度の方の日常生活に供される自動車に必要な燃料費の一部を助成します。		
		助成者数	480人	継続
103	都営交通無料乗車券の発行（都制度） [障害者支援課・保健予防課]	●身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を発行します。		
		発行者数	2,892人	継続
104	有料道路障害者割引制度（国制度） [障害者支援課]	●身体障害者手帳を持つ方が自ら運転する場合、または重度の身体障害者・知的障害者を乗せて介護者が運転する場合に、有料道路を通行する際に利用する料金の割引を受け、移動の利便性を図ります。		
		割引件数	1,184件	継続
105	ハンディキャブの貸出し [社会福祉協議会]	●区内に在住し、日常的に車いすを使用している方（高齢者、障害者等）へ、車いすのまま乗車できるリフト付きワゴン車（ハンディキャブ）を貸出します。		
		貸出件数	103件	継続

⑤ 福祉用具

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
106	補装具費の支給 [障害者支援課]	●身体障害者に補装具費を支給します。		
		支給件数	865件	継続
55	心身障害者日常生活用具給付等（再掲） [障害者支援課]	●身体障害者・知的障害者・難病患者に日常生活用具を給付または貸与します。		
		支給件数	9,571件	継続
107	紙おむつの支給 [障害者支援課]	●身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度で寝たきりまたは失禁状態の方に紙おむつを支給します。		
		助成者数	現物500人 現金34人	継続

（2）経済的な支援の充実

障害者の自立を経済的に支えるため、各種手当や年金の給付、利用者負担の軽減により、経済的負担を軽減します。

① 手当の給付

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
108	心身障害者（難病）福祉手当（区制度） [障害者支援課]	●重度（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方）は月額15,500円、中軽度（身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の方）は月額7,750円、難病（医療費助成対象者）の方は月額15,500円を支給します。施設に入所の方や所得制限を超える方等は受給できません。		
		受給者数	重度4,081人 中軽度1,899人 難病1,870人	継続
109	特別障害者手当（20歳以上の方）（国制度） [障害者支援課]	●身体障害者手帳1・2級程度の方、愛の手帳1・2度程度の方、これと同程度の疾病、精神障害の方（診断書により判定）に支給します。月額27,980円（令和5年度）。施設に入所の方や所得制限を超える方等は受給できません。		
		受給者数	509人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状 (R4)	今後の方向性
110	障害児福祉手当 (20歳未満の方) (国制度) [障害者支援課]	●身体障害者手帳1・2級程度の方、愛の手帳1・2度程度の方、これと同程度の精神障害、疾病の方(診断書等により判定)に支給します。月額15,220円(令和5年度)。施設に入所の方や所得制限を超える方は受給できません。		
		受給者数	183人	継続
111	重度心身障害者手当(都制度) [障害者支援課]	●愛の手帳1・2度程度で著しい精神症状または障害者手帳2級程度以上の方、重度の肢体不自由であって、かつ座っていることが困難な方に支給します。月額60,000円。施設入所、病院に3か月以上入院の方、所得制限を超える方は受給できません。		
		受給者数	331人	継続
112	特別児童扶養手当 (20歳未満の児童を養育している方)(国制度) [こども家庭支援課]	●おおむね身体障害者手帳1～3級程度、おおむね愛の手帳1～3度程度、長期間安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を養育している方に支給します。月額：重度53,700円、中度35,760円(令和5年度)。児童が施設に入所している方、児童が障害の年金を受けている方や所得制限を超える方は受給できません。		
		受給世帯数	375世帯	継続
113	児童扶養手当(養育者へ支給)(国制度) [こども家庭支援課]	●18歳に達した年度の末日までの児童(20歳未満で中度以上の障害を有する児童を含む)を養育しているひとり親(父、母または養育者)に支給します。父または母に重度の障害がある場合は、ひとり親に準じて対象になります。第一子で月額44,140円～10,410円、第二子で10,420円～5,210円、第三子で6,250円～3,130円の加算(令和5年度)。手当額は所得に応じて変動します。所得制限があります。		
		受給世帯数	2,206世帯	継続
114	障害手当(区制度) [こども家庭支援課]	●身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童を養育している方、1人につき月額15,500円を支給します。児童が施設に入所している方、一定以上の所得がある方は受けられません。		
		支給対象児童数	292人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
115	育成手当（区制度） [こども家庭支援課]	●18歳に達した年度末日までの児童を養育するひとり親（母、父または養育者）に支給します。父または母に重度の障害がある場合は、ひとり親に準拠して対象となります。児童1人につき月額13,500円です。所得制限があります。		
		支給対象児童数	4,473人	継続

② 年金等の給付

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
116	障害基礎年金 [区民課]	●原則として、国民年金の被保険者期間中や、20歳前の病気やけがで、国民年金法で定められた1級・2級の障害状態になったときに支給します（納付要件あり）。		
		受給者数	5,048人	継続
117	特別障害給付金 [区民課]	●国民年金任意加入対象者であった学生及び被用者等の配偶者が、国民年金に加入していなかった期間に障害の原因になった傷病の初診日があるため、障害年金を受けられない無年金者に支給します。		
		受給者数	26人	継続
118	障害年金生活者支援給付金 [区民課]	●障害基礎年金を受給している方で、所得が一定以下の方に支給します。		
		受給者数	5,980人	継続
119	東京都心身障害者扶養共済（都制度） [障害者支援課]	●心身障害者を扶養している保護者が掛金を納めて、保護者に万一のことがあったときに、心身障害者へ終身一定額の年金を給付する任意加入の制度です。		
		加入者数	49人	継続

③ 利用者負担の軽減

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
120	施設入所者の補足給付 [障害者支援課]	<p>●①20歳以上の方は、施設での1か月あたりの食費・光熱水費の基準額を設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と、食費・光熱水費の定費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付を行います。</p> <p>②20歳未満の方は、地域でこどもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付を行います。さらに、18歳未満の場合は、教育費相当分を加算します。</p>		
121	グループホーム入所者の補足給付 [障害者支援課]	<p>●グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため、補足給付1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）を支給します。</p>		
122	通所施設の食費負担軽減 [障害者施策課]	<p>●区立通所施設の利用者に対して、一食あたりの実費を軽減します。</p>		
123	高額障害福祉サービス費給付事業 [障害者支援課]	<p>●①同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、または、障害福祉サービスを利用している人が、補装具や介護保険サービス、障害児通所支援サービスを利用している場合は、利用者負担を軽減するため、基準額を超えて支払った負担額を給付費として支給します。</p> <p>②低所得、生活保護の65歳以上で、65歳になるまでに5年以上介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていた人が、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、利用者負担を軽減するため、負担額を給付費として支給します。</p>		
		給付者数	①延べ158人 ②延べ884人	継続
124	医療型個別減免 [障害者支援課]	<p>●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、定率負担、医療費、食事療養費を合算して利用者負担等の上限額が設定され、それ以上を減免します。</p>		
125	生活保護移行防止 [障害者支援課]	<p>●さまざまな負担軽減をしても、定率負担や実費負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。</p>		
126	就学前の障害児通所支援の多子軽減措置 [障害者支援課]	<p>●同一世帯において、2人以上の乳幼児が幼稚園、保育園等や障害児通所支援を利用する場合には、2人目以降の乳幼児の障害児通所支援の利用者負担額を軽減します。</p>		

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
127	0～2歳の第2子以降の発達支援の無償化（都制度） [障害者支援課]	●0～2歳の第2子以降の児童発達支援等の利用者負担額を無償化します。ただし、食事代や医療費等は対象外です。		
128	就学前障害児の発達支援の無償化 [障害者支援課]	●満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの、児童発達支援等の利用者負担額を無償化します。ただし、食事代や医療費等は対象外です。		

（3）家族・介護者支援の充実

障害者を介護する家族等を支援するため、法定の障害福祉サービスを適正に提供するとともに、レスパイトに係る区内施設等を活用した緊急一時保護などの事業を実施していきます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
129	短期入所（ショートステイ） [障害者支援課]	●障害者を自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		
		サービス量（人日/月）	福祉型2,844人日 医療型77人日	継続
130	緊急一時保護（施設利用） [障害者施策課]	●障害者を介護している家族等が、病気、事故、出産、冠婚葬祭等で介護できないときに、リバーハウス東砂で障害者を一時保護します。		
		利用者数・日数	延べ22人 延べ80日	継続
131	緊急一時保護（区制度） [障害者支援課]	●障害者を介護している家族等が、病気、事故、出産、冠婚葬祭等で介護できないときに、障害者を一時保護します。		
		①団体委託日数 ②ヘルパー派遣日数	①延べ192日 ②0日	継続
132	在宅難病患者一時入院事業（都制度） [保健予防課]	●在宅の難病患者を介護する方が、病気、事故等により、一時的に介護困難になった場合、難病患者が一時入院するため、都内の病院に病床を確保します。保健相談所が対応します。		
		利用者数	実人数3人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
133	知的障害者ショートステイ推進事業 [障害者支援課]	●家庭での介護が困難になった知的障害者を一定期間保護するため、入所施設の短期入所枠を確保します。		
		延べ利用日数	0日	継続
134	ミドルステイ [障害者支援課]	●家庭での介護が困難となった心身障害者を施設に一定期間保護します。		
		延べ利用日数	147日	継続
135	重症心身障害児（者）レスパイト支援事業 [障害者支援課]	●家族等の介護負担を軽減するため、日常的に医療ケアが必要な重症心身障害児（者）の自宅等に看護師を派遣し、一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行います。		
		登録者数	70人	継続
136	障害児（者）の親のための講座 [障害者施策課]	●障害児・者の発達、成長、自立等、障害児、障害者の親が関心を持っていることや不安に思っていることをテーマとして、外部講師を招き課題別講座を実施します。		
		①講座開催数 ②延べ参加者数	①5回 ②285名	継続

（４）福祉サービスの質の向上

施設運営者に対し、第三者評価機関等による客観的なサービス評価（第三者評価）の適切な受審を促していくほか、各種協議会などにおける課題の検討を踏まえ、障害者へ提供するサービスの質の向上を目指します。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
137	第三者評価事業の実施 [障害者施策課]	●サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業を実施します。		
		評価箇所数	17か所	継続
138	指導検査の実施 [障害者施策課]	●利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的として調査・指導検査を実施し、適正な事業運営と自立支援給付の適正化を図ります。		
		実施箇所数	32か所	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
139	難病対策地域協議会 [保健予防課]	●専門医、医師会、訪問看護ステーション等の関係機関及び関係者との連携を図るための協議の場を設置し、難病患者の療育環境の向上を図ります。		
		協議会の開催	1回	継続
140	障害者計画等推進協議会 [障害者施策課]	●障害者計画等の進行管理等を行うための協議会を設置し、必要なサービスを効果的・効率的に提供するための施策の推進や障害福祉サービスの向上を目指します。		
		協議会の開催	3回	継続
29	地域自立支援協議会（再掲） [障害者施策課]	●相談支援体制をはじめとする福祉サービスの連携や支援体制に関して協議する協議会を設置し、障害児・者が地域で自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。		
		協議会の開催	2回	充実
141	精神障害者支援のための協議の場の設置 [保健予防課]	●保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者への支援の充実を図ります。		
		協議の場の開催	1回	継続
142	福祉のしごと相談・面接会 [地域ケア推進課]	●福祉の仕事の内容、魅力等を伝え、無資格・未経験者でも参加できる相談・説明会を開催します。		
		開催回数	2回	継続
143	介護職員研修受講費・資格取得費助成 [地域ケア推進課]	●介護職員初任者研修過程を修了し、6か月以上区内事業所で勤務した方、介護福祉士実務者研修過程を修了し、6か月以上区内事業所で勤務した方に研修受講費用の一部を助成します。		
		●介護福祉士の資格を取得し、6か月以上区内事業所で勤務した方に資格取得費用の一部を助成します。		
		助成件数	—	新規
144	特定相談・障害児相談支援事業者連絡会 [障害者施策課]	●区内の特定相談・障害児相談支援事業者の相互のネットワーク構築や情報交換、区と事業所の意見交換の場として開催します。		
		連絡会の開催	2回	継続
145	ケア倶楽部を活用した情報発信 [地域ケア推進課]	●介護事業者専用の登録制サイトを活用し、事業者に必要な情報を発信します。事業者の負担となる情報連携に係る業務を支援します。		

2 保健・医療の充実

<施策の方向性>

障害のあるなしに関わらず、日々の生活の質を上げていくには、健康に対する意識の向上や生活習慣病の予防・改善の取組み、気軽に相談、受診ができるよう保健・医療体制の充実を図ることが必要です。

令和4年度の江東区障害者実態調査では、区の保健・医療に関する施策に対して感じている課題や改善策について、医療と福祉の連携強化を求める意見等がありました。

引き続き、医療福祉の多職種連携を進めつつ、地域の医療機関と連携しながら、障害の一つの要因となる疾病の予防や早期発見に関する保健サービス、障害者の健康維持のための医療サービス等の充実を図ります。

(1) 保健サービスの充実

障害のある人もない人も、区民のライフステージに応じた健康の維持・増進を図るため、障害の原因となる疾病等の予防や障害の早期発見・早期対応など、保健サービスの充実を進めます。

① 障害者の健康に関する相談及び機能訓練の充実

障害者のための健康相談や機能回復訓練を充実していくことで、生活の質の向上を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
146	心身障害者施設等健康診査 [障害者施策課]	●区内の施設を利用する心身障害者等を対象に、医師による診察と血液検査、尿検査、胸部レントゲン検査、心電図検査を実施します。		
		①実施回数 ②延べ利用者数	①14回 ②734人	継続
147	機能回復訓練事業 [障害者施策課]	●地域活動支援センター事業及び障害福祉サービス事業において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練を障害者福祉センターにて実施します。		
		①実施回数 ②延べ利用者数	①420回 ②2,030人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
148	高次脳機能障害者への支援 [障害者支援課・障害者施策課]	●障害者福祉センターにおいて、高次脳機能障害者及びその家族等からの相談に応じ、関係機関との連携を図り、適切な支援を提供し、支援を促進します。		
		相談件数	399件	継続
26	難病療養相談（再掲） [保健予防課]	●難病で治療中または難病の疑いをもって心配している方及びその家族を対象に、患者・家族の療養環境の整備改善のために、専門医、医師会医師、理学療法士、保健師等が医療相談を行います。		
		①医療相談回数 ②延べ利用者数	①42回 ②38人	継続
149	難病医療相談室 [保健予防課]	●難病等特定疾患で治療中の方、病気の心配をされている方とその家族を対象に、毎月1回、専門医を中心とした医療相談を行います（江東区医師会に委託）。		
		医療相談回数	月1回	継続
25	精神保健相談（再掲） [保健予防課]	●保健相談所で一般精神、思春期、酒害、高齢期に分けて実施します。		
		相談回数	一般精神83回 思春期60回 酒害96回 高齢精神26回	継続

② 中高年者に対する予防健診などの充実

障害の原因となる生活習慣病の予防などのため、中高年者に対する相談や健診など予防活動の充実を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
150	健康診査 [健康推進課]	●がんや心臓病、脳血管疾患と関わりの深い生活習慣病の早期発見、早期治療を目的として、40歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者及び生活保護受給者を対象に実施します。		
		健康診査実施者数	51,460人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
151	がん検診 [健康推進課]	●胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんの早期発見、早期治療を目的として、各検診対象年齢の区民に実施します。		
		がん検診実施者数	90,327人	継続
152	生活習慣病予防健診 [保健予防課]	●保健相談所で30歳から39歳の区民を対象に、尿検査、血圧測定、血液検査などを行い、保健指導、栄養指導及び医師の指導を実施します。		
		受診者数	365人	継続

（２）医療サービスの充実

障害者総合支援法に基づく自立支援医療や療養介護医療費の支給、その他の各種医療費助成を通じて、障害者の医療費の負担軽減を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
153	自立支援医療 （更生医療） （育成医療） （精神通院医療） [障害者支援課・ 保健予防課]	●身体障害者、障害児、精神障害者の方に対し、治療に要する医療費を給付します。		
		①更生医療 ②育成医療 ③精神通院医療	①延べ5,247件 ②4件 ③9,630人	継続
154	療養介護医療費の 支給（進行性筋萎 縮症療養等給付） [障害者支援課]	●療養介護のうち医療に係る費用を給付します。また進行性筋萎縮症の方に対し、療養とあわせて必要な訓練を行います。		
		支給対象者数	延べ689人	継続
155	心身障害者（児） 医療費助成（都制 度） [障害者支援課]	●身体障害者手帳1・2級（内部障害含むは3級まで）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方が健康保険証を使って診療・投薬を受けたときの医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。		
		助成対象者数	4,065人	継続
156	小児慢性疾患の医 療費助成（都制 度） [保健予防課]	●18歳未満の方が、がんやぜんそくなど慢性疾患で医療を受けたときに、各種保険の自己負担分の一部を助成します。		
		助成対象者数	320人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
157	特殊疾病（難病） の医療費助成（都 制度） 〔保健予防課〕	●パーチェット病などの難病の治療を受けている方に、医療費を助成します。		
		助成対象者数	5,744人	継続
158	在宅難病患者医療 機器貸与（都制 度） 〔保健予防課〕	●在宅難病患者が必要とする医療機器の貸与を行います。		
		医療機器貸与者数	7人	継続
159	医療機器貸与者に 対する訪問看護事 業（都制度） 〔保健予防課〕	●難病患者の在宅療養に必要な医療機器の貸与に伴う訪問看護師の派遣を行います。		
		訪問看護師派遣人数	6人	継続

基本目標3 就労と社会参加の推進

障害者が地域において自立して生活していくため、障害者への理解のもと、本人の希望する場所で働き続けることができるよう、就労環境の改善を図ります。

また、スポーツ・文化芸術・余暇活動に取り組むことで、生活がより充実したものになるよう、地域における多様な活動を推進していきます。

<主な成果指標>

成果指標名	現状値（R4）	目標値（R10）
休日以外に、会社等で正社員、またはアルバイト・契約社員、自宅で働いている人の割合	34.1%	42.3%

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 雇用・就労の促進

<施策の方向性>

江東区障害者就労・生活支援センターに登録し、就労を希望する障害者が大きく増加しており、今後も法定雇用率が段階的に引き上げられていくなか、企業ニーズだけではなく、障害の程度に左右されることなく、障害者それぞれが希望を叶え、個々の力を発揮して活躍できる働きやすい社会の実現が求められています。

区では、法定の障害福祉サービスの活用や関係機関の取組みの積極的な周知、障害者就労・生活支援センターによる継続的な支援などにより、障害者の一般就労への移行促進、就労機会の拡充、就労定着を図っていきます。また、障害者の就労には職場の理解が欠かせないことから、障害理解や合理的配慮に関する企業への周知・啓発に取り組む関係機関と連携のうえ、障害者の雇用・就労の促進に努めます。

(1) 就労支援の充実

就労意欲のある障害者を支援するため、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障害福祉サービスの適正な利用を促進するとともに、区独自の取組みの充実を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状 (R4)	今後の方向性
160	就労移行支援 [障害者支援課]	●一般就労に向けて必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。		
		サービス量 (人日/月)	2,198人日	継続
161	就労継続支援 [障害者支援課]	●一般の事業所で就労することが困難な障害者に対して、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。		
		サービス量 (人日/月)	A型1,371人日 B型12,480人日	継続
162	就労定着支援 [障害者支援課]	●就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。		
		利用者数 (月)	95人	継続
163	勤労障害者表彰 [障害者支援課]	●就業成績が良好な勤労障害者を表彰し、勤労意欲の高揚と障害者の就労促進を図ります。		
		表彰者数	5人	継続
164	障害者就労支援庁内実習事業 [障害者支援課]	●就労を希望する障害者に対し、区役所及び区の施設において就業体験の機会を提供します。		
		実施日数	—	継続
165	障害者常設販売コーナー庁内出店事業「るーくる」 [障害者支援課]	●区役所2階区民ホール及び総合区民センター2階において、区内障害者通所施設の自主生産品等の販売によるPRを行うとともに、販路拡大により工賃向上を図ります。		
		●障害者が接客および販売業務を経験することで、企業への就労に結びつくように支援します。 ●パソコン等で遠隔操作できる「分身ロボット」を設置し、重度障害者等が在宅で商品説明や接客などの業務を行うことのできる環境を整備します。		
		出店事業の実施	実施	充実
166	重度障害者等就労支援事業 [障害者支援課]	●重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策の連携により、通勤支援や職場等における支援を実施します。		
		利用者数	2人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
167	障害者施設自主生産品開発支援事業 [障害者支援課]	●障害者施設（生活介護・就労継続支援B型）における自主生産品の新規開発、付加価値向上、生産力向上に寄与する設備投資や販売促進に係る経費に対し補助を実施します。		
		補助件数	2件	継続

（２）就労等の活躍の場の拡大

江東区障害者就労・生活支援センターの継続した支援や障害者雇用に関する関係機関の取り組み周知などにより、障害者が障害の程度に左右されることなく、活躍できる就労の場の拡大を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
7	障害者雇用に関する関係機関の取り組み周知（再掲） [障害者支援課]	●東京しごと財団が実施する、障害者雇用への理解や雇用拡大に係る事業について、企業に周知します。		
168	江東区障害者就労・生活支援センター [障害者支援課]	●障害者が一般就労するための支援や働き続けるための支援を行います。		
		就職者数	69人	継続
169	区職員としての採用 [職員課]	●特別区人事委員会で、障害者を対象とした職員採用試験を行い、選考合格後、区で面接し採用を決定します。 また、江東区オフィスサポートセンター会計年度任用職員として障害者を採用し、障害者が働きやすい職場環境づくりに向け、合わせて職員をサポートする支援員を配置します。		
		職員採用試験の実施	実施	充実
170	重度障害者大学等修学支援事業 [障害者支援課]	●重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築するまでの間において、重度障害者に対し修学に必要な身体介護等を提供します。		
		利用者数	2人	継続
166	重度障害者等就労支援事業（再掲） [障害者支援課]	●重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策の連携により、通勤支援や職場等における支援を実施します。		
		利用者数	2人	継続

2 地域における社会参加の充実

<施策の方向性>

障害のあるなしに関わらず、地域の様々な活動に参加することで生活が充実し、その人にとっての地域における居場所の創出にもつながります。また、レクリエーション等を通じた交流は、障害理解の促進につながるものでもあります。

令和4年度の江東区障害者実態調査では、余暇の過ごし方について、「家でくつろぐ」、また、取り組んでみたいと思ったスポーツについて、「ない」という回答が多い結果となりました。

障害者の地域における社会参加を充実させていくために、障害特性や心身の状態、希望に応じた多様な余暇活動等の場や機会の創出、周知の取組みを進めます。

(1) 文化芸術・余暇活動の充実

障害のある人でも参加・利用できる制度の充実を図り、気軽に文化芸術・余暇活動に親しめる環境づくりに努めます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
171	知的障害者学習支援事業「エンジョイ・クラブ」 [障害者施策課]	●学校教育を終了した軽度の知的障害のある就労者を対象として、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ、レクリエーション等を実施し、学習活動を支援します。		
		①クラブ数 ②活動回数 ③受講生数	①4クラブ ②各クラブ12～13回 ③89名	継続
8	障害者福祉大会の開催（再掲） [障害者施策課]	●芸能等の催しを通じて、障害者とその家族、地域住民にレクリエーションや交流の場を提供します。		
		大会の開催	1回	継続
172	通所施設でのイベントの開催 [障害者施策課]	●通所施設において、区民へのPRや地域との交流の場として、まつりなどのイベントを開催します。		
173	障害者作品バザー [社会福祉協議会]	●障害者に対する区民の理解と当事者の社会参加の促進を図ることを目的に、障害者施設の利用者が制作した商品の出店をコーディネートします。		
		参加事業所数	57団体	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
174	障害者作品展 〔社会福祉協議会〕	●障害者に対する区民の理解と当事者の社会参加の促進を図ることを目的に、区内の文化施設を会場として、障害のある方や障害者施設の利用者が制作した作品の展覧会を開催します。		
		参加出品数	247点	継続
175	施設での「おはなし会」の開催 〔江東図書館〕	●図書館と障害児等の施設が連携し、施設への出張おはなし会の開催等によるこどもたちへの読書支援を行います。また、大塚ろう学校城東分教室の聴覚障害児を対象とした出張おはなし会を行います。		
		①朗読会 ②出張おはなし会	①0回 ②8回214名	継続
176	地域文化施設等による各種イベント開催 〔文化観光課〕	●障害のある方を対象、あるいは、障害のある方も一緒に参加できるイベントや展示、割引を実施します。		
		実施事業数	25事業	継続
177	図書館資料の団体貸出 〔江東図書館〕	●団体貸出登録をした障害者施設等に、図書の貸出を行います。また、特別支援学級向けにテーマ別の団体貸出セットの貸出を行います。貸出は、配本車で配送します。		
		貸出団体数等	18団体、4,061冊	継続
178	図書館資料の宅配サービス 〔江東図書館〕	●身体障害などの理由により、一人で図書館に来館することが困難な方を対象に、宅配による図書館資料の貸出・返却サービスを無料で行います。		
		宅配サービス利用者数	46人	継続
96	移動支援（再掲） 〔障害者支援課〕	●単独で屋外の移動が困難な障害のある方に、社会参加などに要する外出のための支援を行います。		
		利用者数（月）	787人	継続

(2) スポーツ活動の充実

障害のある人でも参加・利用できるメニューの拡充を図り、障害がある人も気軽にスポーツに参加できる環境づくりに努めます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状 (R4)	今後の方向性
171	知的障害者学習支援事業「エンジョイ・クラブ」(再掲) [障害者施策課]	●学校教育を終了した軽度の知的障害のある就労者を対象として、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ、レクリエーション等を実施し、学習活動を支援します。		
		①クラブ数 ②活動回数 ③受講生数	①4クラブ ②各クラブ12~13回 ③89名	継続
179	障害者水泳教室 [スポーツ振興課]	●おおむね3歳以上の愛の手帳または身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、水慣れや水泳の初歩を指導します。		
		①開催数 ②延べ参加者数	①7回 ②126人	継続
180	みんなでスポーツフェスタ [スポーツ振興課]	●障害者のスポーツ活動への参加を促進し、障害者スポーツへの理解を深めることを目的として、年1回開催します。		
		延べ参加者数	1,950人	継続
181	初級パラスポーツ指導員の養成 [スポーツ振興課]	●スポーツを通じて健康の維持・増進や社会参加を推進するため、専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成と資質、指導力の向上を図ります。		
		修了者数	18人	継続
182	スポーツ体験会の開催 [スポーツ振興課]	●障害のある方がスポーツに気軽に取り組めるように、各種スポーツ講座や体験イベントの充実を図ります。		
		講座・イベントの開催	実施	継続
183	パラスポーツHOUR [スポーツ振興課]	●健常者に気兼ねなく、障害のある方がのびのびと自由に陸上競技に取り組める時間帯を提供します。		
		①実施回数 ②延べ参加者数	①11回 ②188人	継続
184	福祉作業所指導員派遣事業 [スポーツ振興課]	●福祉作業所等に初級パラスポーツ指導員の有資格者等を派遣し、障害の程度に合わせたパラスポーツ(ボッチャ、パラバドミントン等)を実施します。		
		実施回数	3回	継続

基本目標4 配慮を必要とするこどもと その家族への支援の充実

障害のあるこどもが将来の自立に向け、一人ひとりに適した効果的な支援をライフステージに応じて切れ目なく受けることができるよう、地域における支援体制を強化していきます。

また、その家族の子育てに対する不安や負担を軽減する取組みを充実させていきます。

<主な成果指標>

成果指標名	現状値（R4）	目標値（R10）
障害児調査における障害者支援施策の満足度	54.7%	65.0%

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 ニーズを踏まえた支援の充実

<施策の方向性>

令和4年度の江東区障害者実態調査では、人口増加や発達障害に関する認知などにより、障害児支援サービスの利用者が増加する傾向となっています。障害のあるこどもが、それぞれのニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携のもと、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが求められています。

区では、保健領域における障害の早期発見・早期支援や児童発達支援センターにおける質の高い専門的な発達支援、障害児支援サービスの適切な利用などにより、障害児の地域における支援体制の構築を図っていきます。

また、増加傾向にある医療的ケア児やその家族に対し、医療的ケア児等支援法の基本理念を踏まえ、関係機関相互の連携を図りながらネットワーク構築を進めるとともに、家庭環境に十分対応した支援体制の整備を進めていきます。

(1) 障害の早期発見・早期支援の充実

乳幼児健康診査などの健診、こどもの発達相談などの相談活動の充実を図るとともに、特に近年増加の傾向がみられる発達障害など、配慮を必要とするこどもやその家庭に対し、早期からの支援を進めていきます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状 (R4)	今後の方向性
185	乳幼児健康診査 [保健予防課]	●乳幼児期の各期における健康診査（乳児健診、経過観察健診、1歳6か月・3歳児健診、発達相談）を行い、心身障害児の早期発見、早期療育のための相談指導を保健相談所で実施します。		
		①4か月児（乳児） ②乳児経過観察 ③1歳6か月 ④3歳 ⑤幼児経過観察 ⑥発達相談	①3,776人 ②438人 ③3,975人 ④4,264人 ⑤418人 ⑥570人	継続
186	新生児・産婦訪問 指導 [保健予防課]	●保健師・助産師が家庭を訪問し、新生児の養育に関する相談・指導、健康チェック、産婦の健康や育児の悩み等の相談を行います。保健相談所で実施します。		
		①保健師 ②助産師	①延べ1,111人 ②延べ2,480人	継続
187	発達相談（運動発達） [保健予防課]	●乳児健診で運動発達に問題が認められた乳児に対し、専門医の診察・相談と理学療法士による指導を行います。保健相談所で実施します。		
		相談回数・人数	72回・延べ570人	継続
188	1歳半経過観察心理相談（ことばの相談） [保健予防課]	●1歳6か月を過ぎた幼児のことばの発達に関する相談を行います。保健相談所で実施します。		
		相談人数	延べ943人	継続
189	3歳児心理相談 [保健予防課]	●3歳児の気になる行動や子育ての問題に関する相談を行います。保健相談所で実施します。		
		相談人数	延べ485人	継続
190	こころの発達相談 [保健予防課]	●各種健診及び相談から必要と認められる児童について、心理相談を行います。保健相談所で実施します。		
		①個別相談回数・人数 ②集団指導回数・人数	①57回・延べ105人 ②144回・延べ594人	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
191	子ども家庭支援センターの専門相談 〔養育支援課〕	●区内8か所にある子ども家庭支援センターにおいて、こどもの発育やことばの悩み、親子関係について等、専門家による相談を定期的実施します。		
		①発達相談回数 ②心理相談回数 ③家庭問題相談回数	①155回 ②126回 ③212回	継続

（２）障害特性に応じた支援体制の充実

障害を理由とする様々な課題を解決するため、それぞれのニーズに応じた適切なサービスの充実を図るとともに、子育て家族の孤立防止や不安・負担軽減を図ります。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
192	障害児発達支援事業 〔障害者施策課〕	●就学前のこどもの発達について、江東区こども発達センター「CoCo」で、専門的な相談や療育を行います。 また、保育所等訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施します。		
		①通園事業（1日定員） ②相談事業延べ利用者数	①塩浜：44人 扇橋：41人 ②5,913人	充実
193	児童発達支援 〔障害者支援課〕	●児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。		
		サービス量（人日/月）	5,089人日	継続
194	放課後等デイサービス 〔障害者支援課〕	●学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供します。		
		サービス量（人日/月）	9,630人日	継続
195	居宅訪問型児童発達支援 〔障害者支援課〕	●重度の障害等の状態にあり、通所による支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。		
		サービス量（人日/月）	26人日	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
196	保育所等訪問支援 [障害者支援課]	●障害児が集団生活を営む保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。		
		サービス量（人日/月）	44人日	継続
197	障害児相談支援 [障害者支援課]	●障害児通所支援を利用する児童に、障害児支援利用計画を作成し、各機関と連絡調整を行うなどのケアマネジメントによって、生活の支援を行います。		
		利用者数（月）	128人	継続
198	医療的ケア児の受け入れ体制の整備 [保育支援課・保育政策課・学務課・教育支援課・地域教育課]	●保育所、幼稚園、小・中学校、きつずクラブにおいて医療的ケア児の受け入れ体制を整備します。		
		医療的ケア児の受け入れ	—	継続
199	医療的ケア児受け入れについての講習会 [保育支援課]	●区内認可保育所職員を対象に、訪問看護師等による座学や、看護師向けにシミュレーターを使った実務研修を実施します。		
		受講者数	—	新規
200	医療的ケア児受け入れ園への巡回医派遣 [保育支援課]	●医療的ケア児が在籍している保育所へ巡回医を派遣し、医療的ケアの実施に関して確認・指導します。		
		派遣件数	—	新規
201	医療的ケア児等支援事業 [障害者支援課]	●医療的ケア児とその家族の不安・負担の軽減を図るため、支援のためのガイドブックを配布するほか、家族交流会を開催します。また医療的ケア児等コーディネーターの活動支援により、医療的ケア児支援体制強化を図ります。		
		—	—	充実
202	医療的ケア児支援連携会議 [障害者支援課]	●医療的ケア児支援連携会議を開催し、関係機関との連携を強化するとともに、支援に向けた情報共有を図ります。		
		会議の開催	2回	継続
135	重症心身障害児（者）レスパイト支援事業（再掲） [障害者支援課]	●家族等の介護負担を軽減するため、日常的に医療ケアが必要な重症心身障害児（者）の自宅等に看護師を派遣し、一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行います。		
		登録者数	70人	継続

2 ライフステージに応じた支援の充実

<施策の方向性>

共生社会の実現に向けて、障害のあるなしに関わらず、全てのこどもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進はもちろん、障害のあるこどもの自立と社会参加を見据えて必要な力を培うために、一人一人のニーズに応じた、きめ細かな対応が重要です。

就学前のこどもに対しては、運動やことばなどについて一人ひとりのこどもの発達に応じた支援を実施するとともに、保育園等で受け入れる際に、適切な保育ができるよう、人材育成などにより支援の充実を図ります。

また、教育の場においては、丁寧な就学相談を行い、多様で連続性のある学びの場を用意します。そして、教職員等の専門性の向上、人的支援の充実を図り、すべてのこどもが、安心して学べる、地域によって偏りのない教育環境の整備を進めます。

また、こどもたちの多様性を尊重する豊かな心を育むためにも、学級や学校間の垣根を超えた交流や共同学習の充実を図ります。

さらに、学校教育だけでなく、放課後や夏休み等の長期休暇中における、障害のあるこどもの居場所づくりを進めていく必要があります。

(1) 療育・保育・就学前教育の充実

障害のあるこどもに対し、その成長過程に応じた良質かつ適切なサービスを提供するため、療育・保育・教育に関わる施設の受け入れ体制を整備するとともに、施設間の連携強化を図るなど、地域社会全体での継続的な支援につなげていきます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
192	障害児発達支援事業（再掲） [障害者施策課]	●就学前のこどもの発達について、江東区こども発達センター「CoCo」で、専門的な相談や療育を行います。 また、保育所等訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施します。		
		①通園事業（1日定員） ②相談事業延べ利用者数	①塩浜：44人 扇橋：41人 ②5,913人	充実

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
203	障害児保育の充実 〔保育政策課 ・保育支援課〕	<p>●区では、特別支援児・医療的ケア児保育所等入所検討委員会を設置し、障害児の集団保育の適否及び処遇を審査し、適切な障害児保育を実施します。</p> <p>●区立保育園において臨床心理士等による巡回指導を実施するとともに、私立保育園等へ臨床心理士等の派遣補助を実施します。</p> <p>●重症心身障害児・医療的ケア児等を対象とした居宅訪問型保育事業を実施します。</p>		
		<p>①巡回指導対象児童</p> <p>②特別支援保育対象児童</p> <p>③クラスサポート保育対象児童</p> <p>④臨床心理士等の派遣補助実施施設</p>	<p>①66人</p> <p>②区立：24人 公設民営・私立：165人 認証：5人 小規模・こども園：3人</p> <p>③公設民営・私立・こども園：41人</p> <p>④公設民営・私立：57施設（380人） 小規模：1施設（1人） こども園：1施設（4人）</p>	充実
204	幼稚園の障害児受け入れ 〔教育支援課〕	●幼稚園で、障害児を受け入れて幼稚園教育を実施します。		
		就園相談者数	30人	継続

(2) インクルーシブ教育の推進

「教育推進プラン・江東」に基づき、すべての子どもたちが、その持てる力を高め、一人ひとりの能力・特性等を最大限に伸ばせるよう、インクルーシブ教育を推進していきます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
205	義務教育の就学相談 [教育支援課]	●教育委員会において、障害の種類・程度によって適切な教育を保障するための就学相談を実施します。		
		就学相談件数	485件	継続
206	特別支援学級の設置 [教育支援課]	●特別支援教育のニーズや地区要素を踏まえ、特別支援学級の計画的な配置を行っていきます。		
		■小学校・義務教育学校（前期）の固定学級 ①知的障害 ②自閉症・情緒障害 ■小学校・義務教育学校（前期）の通級指導学級 ③聴覚障害 ④言語障害 ⑤特別支援教室 ■中学校・義務教育学校（後期）の固定学級 ⑥知的障害 ⑦自閉症・情緒障害 ■中学校・義務教育学校（後期）の通級指導学級 ⑧特別支援教室	①13校・39学級・265人 ②1校・1学級・7人 ③1校・1学級・7人 ④1校・3学級・50人 ⑤46校・487人 ⑥7校・16学級・100人 ⑦1校・1学級・8人 ⑧24校・92人	継続

No.	事業名	●事業内容			
		活動指標名	現状 (R4)	今後の方向性	
207	学習支援事業 [教育支援課]	<p>●特別な教育的配慮を必要とする幼児・児童・生徒に対し、区独自に学習支援員を配置します。</p> <p><u>学習支援員A</u>：知的障害(知的固定学級)、ASDまたは選択性かん黙(情緒固定学級)の実態から、個別的支援が必要な児童・生徒に対し、学習活動等の支援を行う。</p> <p><u>学習支援員B・C・D</u>：通常学級に在籍する、ASD、ADHD、LD、選択性かん黙等およびその傾向があり、配慮を必要とする児童に対し、学習活動等の支援を行う。</p> <p><u>学習支援員E</u>：肢体不自由、弱視、難聴等の実態から、個別的支援が必要な児童・生徒に対し、日常生活動作等の介助を行う。</p> <p><u>学習支援員F・G</u>：知的障害、ASD、肢体不自由、病弱、選択性かん黙等の診断又は傾向がある幼児に対し、教育活動等の支援を行う。</p>			
		<p>■学習支援員 (B・C・D) 配置校</p> <p>①小学校 ②中学校 ③義務教育学校</p> <p>■配置人数</p> <p>④特別支援学級 (学習支援員A)</p> <p>⑤肢体不自由 (学習支援員E)</p> <p>⑥幼稚園 (学習支援員F・G)</p>	<p>①小学校 45校 ②中学校 22校 ③義務教育学校 1校</p> <p>④小学校 67人 中学校 20人</p> <p>⑤小学校 19人 中学校 5人</p> <p>⑥52人</p>	継続	
208	小中学校就学奨励事業 [学務課]	<p>●特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品購入費等を支給します。</p>	<p>支給者数</p> <p>①特別支援学級 ②通級指導学級 ③通常学級対象者</p>	<p>①小学校51人 中学校24人</p> <p>②小学校43人 中学校2人</p> <p>③1人</p>	継続

(3) 放課後の居場所づくりの推進

放課後における障害児受け入れを増やし、障害児の放課後活動の場を確保・拡大していきます。また、「放課後等デイサービス」の拡充を図るとともに、提供されるサービスの質の向上に努めます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
209	放課後こどもプラン [地域教育課]	●小学校施設などを活用して、放課後や夏休みなどに、児童が安心安全に過ごせる居場所を提供します。自主的な学びの場・遊びの場を提供するA登録と、学童クラブと同様に就労世帯向け等に生活の場を提供するB登録の二つを設置しています。		
		受け入れ実績数	A登録： 35か所161人 B登録： 44か所136人	継続
194	放課後等デイサービス（再掲） [障害者支援課]	●学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供します。		
		サービス量（人日/月）	9,630人日	継続

基本目標5 安心して暮らすことのできる 環境の整備

災害などの緊急時における支援体制を整備し、安心して生活を送ることができる地域づくりを推進します。

また、障害のあるなしに関わらず、誰もが快適な生活を送り、安心して外出できるよう、障害の特性に配慮した道路や公共施設等を整備・改善し、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。

<主な成果指標>

成果指標名	現状値（R4）	目標値（R10）
江東区が暮らしやすいまちだと思ふ人の割合	86.0%	90.0%

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 安全・安心な生活環境の確保

<施策の方向性>

本区は、地盤の弱い江東デルタ地帯に位置し、30年以内に70%の確率で発生するといわれる首都直下地震では、強い揺れや火災によって甚大な人的・物的被害が発生すると想定されています。また、近年、気候変動やヒートアイランド現象等の影響により、都市部では、台風以外にも時間100mmを超えるような集中豪雨が多発しているほか、海拔ゼロメートル以下の低地帯や、内部河川が多いという本区の地域特性から、荒川の氾濫や高潮により浸水被害が一旦起きてしまうと、長期間にわたり浸水し被害が継続する恐れがあります。

そのため、日頃からの防災対策や災害への備えが非常に重要であることから、防災に関する情報発信、配慮を要する方の緊急時の支援体制の整備を進め、災害時に障害者が安全に避難できるよう、日頃から地域、防災関係・福祉関係の機関との連携を促進し、福祉避難所の整備や要援護者対策などの防災対策を進めます。

また、防犯上の配慮を要する方の犯罪被害等を防ぐため、平常時から警視庁等の関係機関と連携し、安全安心の確保に必要な情報提供等を図ります。

(1) 防災・防犯対策の推進

地域の中で、安全かつ安心して日常生活を過ごすことができるよう、平常時より、家具転倒防止器具の取付けや、防災・防犯に関する情報を配信するなどして、災害や犯罪被害の発生・拡大の防止を図っていきます。

また、災害時に自ら避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援を行う体制づくりのほか、障害特性に応じた避難所の運営体制などの課題解決に取り組んでいきます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
210	心身障害者家具転倒防止器具取付 [障害者支援課]	●重度の心身障害者の世帯に対し、家具転倒防止器具を設置します（1世帯3点まで）。		
		利用件数	1件	継続
211	救急通報システム設置 [障害者支援課]	●ひとり暮らし等の障害者世帯（難病世帯も含む）が、緊急事態に陥ったときに、手元のペンダントを押すだけで警備会社に通報できる機器を設置します。		
		緊急通報機器の設置	直接通報型14件 民間代理型2件	継続
212	ファクシミリ緊急通報 [障害者施策課]	●聴覚または音声機能に障害があるため、119番通報が困難な人に対して、FAXによる緊急通報に用いる専用の用紙（緊急通報カード）を無料で配布します。		
53	こうとう安全安心メール（再掲） [危機管理課]	●携帯電話またはパソコンから事前登録していただき、江東区内の不審者情報や、ひったくり、空き巣、振り込め詐欺等の各種防犯対策情報や、地震等の災害、各種気象警報、区からの防災情報等をメールにて配信します。		
		登録者数	32,568人	継続
213	障害者（児）施設安全対策整備費補助 [障害者施策課]	●区内の障害者（児）施設を対象に、安全対策に資する設備等を整備する費用の一部を補助します。 （補助金の交付は1施設につき一度限り）		
		補助件数 （R4までの累計）	68件	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
214	避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成・更新 [福祉課・防災課・障害者支援課]	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点避難所や消防署などに配備された避難行動要支援者名簿を活用して名簿登録者の安否確認や避難支援を行います。 ●地域団体等への名簿提供に同意した避難行動要支援者の具体的な安否確認や避難支援の方法を検討して避難行動要支援者調査票（個別避難計画）の作成・更新を行うことで、災害時だけでなく、平常時からの防災啓発等を行います。 ●個別避難計画の作成にあたっては、国のガイドラインに基づき、浸水想定地域に居住する重度障害者等を対象に、福祉専門職の協力を得ながら、優先的に取り組んでいきます。 		
		①名簿登録者数 ②個別避難計画作成件数	①46,474人 ②9,680件	充実
215	福祉避難所の整備 [障害者施策課]	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅や避難所などでの生活が困難で、介護などのサービスが必要とする高齢者や障害者等の要配慮者を一時的に受け入れ、保護するため、事前に区内の福祉施設等を福祉避難所として選定し、災害発生時に施設管理者の了解を得て設置します。 		
		福祉避難所数	5施設	充実
39	音声版ハザードマップ（再掲） [河川公園課]	<ul style="list-style-type: none"> ●水害ハザードマップのデジ版、CD版を作成するほか、音声データをホームページで公開します。 		

2 やさしいまちづくりの推進

<施策の方向性>

障害のあるなしに関わらず、誰もが安全で快適な生活を送るために、都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、区民・事業者・区の協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

このため、建築物、交通機関、トイレ等のバリアフリー化を進め、施設利用の利便性・安全性の向上を図るほか、無電柱化の推進や道路の改修による歩行空間の拡充など、生活空間全体のバリアフリー化を進めることで、引き続き、障害者が地域社会において活動の場を広げ、より充実した社会参加や交流を行うことができるよう取組みを進めます。

また、障害者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる偏見や慣行などを取り除くことも重要であることから、区民のユニバーサルデザインへの理解を進めるべく、意識啓発に取り組み、ハード、ソフトの両面の取組みを推進していきます。

(1) ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

ユニバーサルデザインの視点により、安心して安全な移動環境と空間の確保に向け、区と区民及び事業者が協働で、ハードとソフト両面にわたるやさしいまちづくりを推進します。

道路の無電柱化や、道路改修時のセミフラット型歩道整備などにより、移動空間のバリアフリー化を図っていきます。

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
14	ユニバーサルデザイン推進事業（再掲） [都市計画課]	<ul style="list-style-type: none"> ●江東区長期計画に位置づけられた、ユニバーサルデザインの視点により、年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるようにするため、区と区民及び事業者が協働でまちづくりを推進します。 ●ユニバーサルデザインの意識啓発を図ることを目的に、区民等が参加するワークショップを開催するとともに、若年層に向けては区立学校の4年生児童を対象とした出前講座を障害当事者やその介助者等で構成するやさしいまちづくり相談員と協働して開催します。 		
		ワークショップ、出前講座の開催	実施	継続

No.	事業名	●事業内容		
		活動指標名	現状（R4）	今後の方向性
216	選挙における投票所仮設スロープ等 [選挙管理委員会事務局]	●選挙における投票所の一部に仮設スロープ及び全投票所に車いすを設置します。		
217	だれでもトイレ整備事業 [河川公園課]	●老朽化が進んだ公衆便所の改修に合わせ、障害者・高齢者・妊婦・乳幼児を連れている親等が利用しやすい「バリアフリートイレ」として整備します。		
		整備箇所数	4か所	継続
218	無電柱化事業 [道路課]	●電線類の地中化を図り、交通安全や防災機能の向上、街並みの景観形成を図り、安全・安心なまちづくりを進めます。		
219	道路改修事業 [道路課]	●道路改修時に、歩道をセミフラット型にすることで、バリアフリー化を進めます。		

